令和５年度　江戸川区立一之江第二小学校　人権教育全体計画

人権に関する法令等
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約
- 江戸川区子どもの権利条例等

学校の教育目標
○よく考え、進んで学習する子ども

○思いやりがあり、助け合う子ども

○体力のある元気な子ども

目標策定の方針
○児童の実態
- 明るく素直
- 人間関係の構築に課題

○地域社会の願い
- 地域の一員としての健全な育成

○保護者の願い
- 心身ともに健康で、仲良く生活できる環境
- 基礎学力の定着

○教職員の願い
- 自他を大切にする心

人権教育の目標
○自己肯定感を高めるとともに、他人の大切さも認めることができる感覚を養う。
○自他の人権を尊重しようとする主体的な行動ができるようにする。

目指す幼児・児童・生徒像
自他を大切にし、相手の気持ちを考え、行動できる子

（低）自他のよさに気付き、誰とでも仲良くしようとする子

（中）自他の違いを認め合い、相手の気持ちを考えて行動しようとする子

（高）自他を尊重し合い、偏見や差別の解消を目指し行動しようとする子

人権教育に関する指導の実態把握
（教育に関するアンケート）
- 児童による評価
- 保護者による評価
- 外部による評価

人権教育を通じて育てたい資質・能力

知識的側面
- 自由、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- 人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識

価値的・態度的側面
- 自己についての肯定的態度
- 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度

技能的側面
- 人権の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
- 自己理解と他者理解を図るための学習
- 生命尊重の心情や態度
- コミュニケーション能力を高めるための学習
- 自尊感情を高めるための学習
- 豊かな人間性を育むための学習

学年・学級経営
- いじめや不登校の防止
- 問題の早期発見、早期解決
- 児童同士の豊かな人間関係作り
- 保護者、地域との信頼関係

日常的な指導
- 読書活動
- 縦割り班活動（いちにタイム）
- 登校班指導
- 集会活動

教科等の指導
各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間において、人権教育の目標に即した内容に指導の重点を置いた年間指導計画を作成し、計画的に指導する。

人権教育の年間指導計画作成のための方針
○学び方やものの考え方を身に付け、偏見や差別を無くし、人権に関する意識の向上を図る。
○多様な体験活動や地域の方との交流活動等を通して、温かい人間関係をつくり思いやりの心を育てる。

教職員の研修
- 人権教育の校内研修
- 生活指導の研修
- 授業改善の研修
- 公開授業・交換授業

校種間の連携
- 近隣の中学校との連携
- 近隣の保育園との交流

家庭・地域との連携
- 保護者会
- 保護者相談
- 個人面談
- 学校公開
- 学校説明会・PTA 活動
- 学校運営連絡協議会
- 学校応援団